

## 第 77 回日本下水道事業団入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和5年7月7日（金） 日本下水道事業団会議室		
出席委員	山本 泉（委員長・元会計検査院第2 局長） 佐藤 弘泰（東京大学教授） 榊原 豊（早稲田大学教授） 岩崎 泰一（弁護士） 成田 大樹（東京大学教授）		
審議対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日		
総抽出件数	12 件	(備考) 審議に先立ち、入札契約制度の概要、発注工事等の概況、入札契約手続きの運用状況、役務契約に関する報告事項について、報告を行った。 また、第76回入札監視委員会で指摘のあった、熊本市東部浄化センター建設工事その4の予定価格の積算過程については、全委員へ個別にご説明し、ご理解を得られたことを報告した。	
工事	一般競争（大規模）		1 件【事案 1】
	一般競争（大規模以外）		6 件【事案 2～7】
	随意契約		2 件【事案 8～9】
建設コンサルタント業務等	2 件【事案 10～11】		
物品・役務	1 件【事案 12】		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答	
	下記のとおり	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特に具申する意見や勧告はない。		
質 問		回 答	
<b>【資料 1-1 JS の入札契約制度の概要】</b>  ① 一般競争の発注標準（土木・建築）の区分が見直されているが、物価の変動率について具体的には何を参考にしているのか。  ② 物価上昇はまだ続いているし、来年度以降は建設業の時間外労働の上限規制も始まってくる。改定についての考え方を教えてほしい。  ③ 今回の改定は国交省の改定に準じたものか。JS 独自のものか。		① 物価の変動率は、建設工事費デフレーターを採用している。  ② 等級区分の見直しは、物価変動、消費税の改定および不調・不落等を考慮したものである。等級区分は、物価変動等を考慮しながら必要であれば見直しの検討を行うことになる。  ③ 発注標準の区分は、JS 独自のものである。低入札価格発注基準および特別重点調査価格算定式の改定は、国土交通省の改定に準拠した適用率に改定している。	
<b>【事案 1：琵琶湖湖南中部浄化センター下水汚泥燃料化施設建設工事】</b>  ① 複数の業者から技術提案があれば評価の意味もあるが、本件の参加業者は1 者であることから、評価をすることに意味があるのか。  ② 総合評価方式は価格が低い方が優位となるのか。  ③ 温室効果ガスの評価基準は標準的なものなのか。また、その評価はどのように行っているのか。		① 技術点については、何点以上という基準はないので、結果的には予定価格内の確認という形になる。  ② 価格点と技術点の合計点数が高い業者が落札者となるものであり、必ずしも価格が低だけで優位となるものではない。  ③ 評価は、JS が運転条件（汚泥量等）並びに経産省等から公表されている各種係数を用いて温室効果ガス排出量の収支が算出できるようシートを提示し、事業者が提案するシステムにより算出したものを評価して	

<p>④ 技術提案の最終評価に至るまでの評価値の情報管理は、どのように行っているのか。</p> <p>⑤ 落札者決定基準中の技術評価点の評価項目や配点は、国交省等の基準をベースにしているのか。</p> <p>⑥ DB+ (0) 方式は現在どれぐらいあるのか。また、今後増えていくものなのか。</p>	<p>いる。</p> <p>④ 限られた職員にしか触れられないような仕組みを取っている。</p> <p>⑤ JS で設置した DB0 等総合評価等検討委員会 (外部有識者 4 名) にて、本件における評価項目や配点を決定しており、国交省等の基準をベースにはしていない。 (後日回答)</p> <p>⑥ 現在は 4 件。なお、本方式を取り入れるかは地方公共団体の意向によるところであるが、今後も出てくるものと思われる。</p>
<p><b>【事案 2：松本市宮渕浄化センター他 1 施設建設工事 その 1 3】</b></p> <p>① 評価項目 4 (施工実績)、7 (工事経験)、8 (工事成績) が 0 点となっても問題はないのか。技術力に懸念は生じないのか。</p>	<p>① 本工事と同規模の施工実績がないが、同種工事の施工経験がありノウハウはあると認識している。</p>
<p><b>【事案 3：諫早市諫早中央浄化センター建設工事その 1 4】</b></p> <p>特になし</p>	
<p><b>【事案 4：北上市北上工業団地終末処理場水処理設備工事】</b> ※本件については談合情報があったことから当該報告も行った。</p> <p>① 技術力の審査は何名で行っているのか。</p> <p>② 評価値が低い応募者の施工体制を確認する意味があるのか。</p> <p>③ 談合情報が寄せられたタイミング毎で対応は変わってくるのか。</p> <p>④ 内部から情報が漏れた可能性はないのか。</p>	<p>① 通常は二人であるが、複雑な案件の場合はさらにもう一人チェックをすることもある。</p> <p>② 調査基準価格を下回った場合に施工体制を確認しており、この時点では全体の評価値は出ていない。</p> <p>③ 開札前であれば入札保留、契約前であれば契約保留となる。</p> <p>④ 入札に参加した業者については一部の職員しか知れない情報であるが、本件の工事の場合、いわゆる設備業界では実績のある二社が記載されており、偶然、入札参加業者が合致したのではないかと考えている。</p>
<p><b>【事案 5：大阪市舞洲抽水所水処理設備工事】</b></p> <p>特になし</p>	
<p><b>【事案 6：東京都王子第二ポンプ所発電設備工事】</b></p> <p>① 事後審査の事後とはどのタイミングになるのか。また、当該業者に資格がなかった場合はどうなるのか。</p>	<p>① 落札業者が決まってから事後審査を行う。なお、1 番目の候補業者に欠格があれば次点の業者が候補となる。</p>

<p>② 72.69%という落札率となっているが、落札業者の持ち出しが考えられるのか。</p> <p>③ 2者が辞退しているが、考えられる理由は何か。</p>	<p>② 低入価格調査を実施したところ、たまたま同種の工事を近隣で実施していたため、間接費を抑えることができたということと、機器を自社調達できたことで入札価格を抑えることができたとのこと。</p> <p>③ 参加表明をしても、事業社内で協議した結果、例えば技術者を配置できないなどの理由で辞退されることはある。</p>
<p><b>【事案 7：尾道市浄化センター電気設備工事その14】</b></p> <p>① 再公告のようだが、一回目の落札率を教えてください。</p> <p>② 再公告の結果99.98%で落札されているが、この結果をどのように見ているか。</p>	<p>① 119%。</p> <p>② 再度公告する上で再設計をしており、応札額は事業者側の努力の結果であると認識している。</p>
<p><b>【事案 8：鯉ヶ沢町鯉ヶ沢浄化センター災害復旧電気設備工事】</b></p> <p>① 随意契約時の規定では、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならないとされているが、本件のような緊急時はどのような運用をされているのか。</p>	<p>① 本件については、被災直後から現地調査に協力をいただき、同施設に十分精通した事業者であったことから、当該事業者以外からの見積もりは徴していない。</p>
<p><b>【事案 9：山鹿市山鹿浄水センター建設工事その5】</b></p> <p>① 再公告を行うと必要な工期が確保できなくなるとの理由から随意契約をしているようだが、具体的にはどのようなことか。</p> <p>② 近隣市町村でJS 施工実績のある事業者を選定したようだが、当該事業者以外で施工実績のある事業者はなかったのか。</p>	<p>① し尿受入施設等他の施設への影響も鑑み、令和5年度末までには整備を完了する必要がある。</p> <p>② いくつかの事業者があったので、順番に事業者に接触したが、本件の選定事業者以外からは技術者の配置が困難などの理由で断られたものである。</p>
<p><b>【事案 10：令和4年度千曲川流域下水道再構築基本設計（ストックマネジメント全体計画）業務委託】</b></p> <p>特になし</p>	
<p><b>【事案 11：令和4年度新居浜市江の口雨水ポンプ場他実施設計業務委託その2】</b></p> <p>① 随意契約理由の中で「再度公告等の取り扱いについて」に係る文書について触れられている。審議する上で必要な書類であると考えられるので、次回以降も当該文書について触れられるようであれば併せて添付していただきたい。</p>	<p>① 承知した。</p>
<p><b>【事案 12：令和4年度下水道施設台帳システム開発業務に係る支援業務】</b></p> <p>① 本件の落札率は53.57%となっており、かなり低い金額で落札されているが、その理由はどのようなことが</p>	<p>① 予定価格を決める際には複数の参考見積を徴しており、予定価格については妥当であると判断している。</p>

<p>考えられるのか。</p> <p>② 下水道施設台帳システムは今後どのように展開されていくのか。</p> <p>③ 応札した二者の価格差が大きいのは、どのようなことが考えられるか。応札額の大きい業者は、かなりきめ細かなサポートを提案されていたのではないかと。</p> <p>④ 本件のような業務は価格だけでは判断できない部分もあることから、提案させる技術で評価できる部分を細かく要件提示をすることにより、適正な入札に繋げていくことが大事。</p>	<p>落札業者に直接、落札額の低さについて聴取することはないが、実務経験など参加資格を満たしており、技術提案もあることから契約に至っている。</p> <p>② JSの業務としては、ストックマネジメント計画を作成する上で必要な、各自治体のポンプ場等下水道施設のデータをシステムに整理・保存することであるが、他方、自治体側においても施設を管理していく上で必要なデータ保存等のサービスが受けられることになる。したがって、JSの当該システムにアクセスしていただければ自治体毎にシステムを開発する必要はなく、下水道施設台帳として利用でき、業務を円滑に遂行できることになる。</p> <p>③ コンサルティングに係る人件費単価の違いだと推察される。なお、価格が低い業者（本件落札業者）であっても、JSの示す要件には合致しており、特段の支障はないと判断した。</p> <p>④ ご助言を今後活かしていきたい。</p>
<p><b>【講評】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随契理由の規定の運用について整理をし、次回以降の説明に反映すること（事案8）。</li> <li>・説明文にある資料は添付すること（事案11）。</li> </ul>	